

平成27年12月21日

委員 大野

福祉施策審議会委員 12月15日

・流山市福祉施策審議会の中で

● 流山市敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例について

年齢	改正前	改正後
88歳（米寿）	2万円	1万円
99歳（白寿）	3万円	廃止
改正前は100歳以上の方	5万円	
改正後は100歳の方		5万円

意見としまして

この制度は昭和50年創設、時々時代の流れにより改正が続けられてきました。

当然のことと考えますが、平成10年に改正された時に、実際ご自身の年を指折り数え、来年、再来年はお祝いを頂けけると思って楽しみにしていた高齢者が頂けなくなっているのが実情です。今後は88歳まで頂けなくなる、でも頂ける保障はありません。よって高齢化の増す中、改正後の金額を例えば5000円～8000円くらいに設定し、お元気で頂いた方が喜んで（高齢者がお使い頂ける）ことが望ましいと考えます。

又、改正後の100歳の節目を迎える方に5万円これは無くても良いと考えます。

何故なら、過去私の記憶している中で100歳以上の方、100歳の方に市長が施設、或いは在宅もありますがこの方たちが5万円を本当に喜ばれるのでしょうか？

（ごく一部は健康でご自身のことが何でも出来る人もいらっしゃると思いますが）

実は、私の義母が100歳の時に、同じようにお祝いを頂きました。

市長さんから、内閣総理大臣の表彰状（感謝状？）同じく市長さんからも表彰状（感謝状？）花束と金一封を頂きました。本人は何も分かりません。お世話をしている家族兄弟が頂いたそのような思いがあります。

（それでも十分感謝いたしました。本人は何事か分かりませんが）

今も変わっていなければ金一封は必要ないと考えます。

又、千葉県内、近隣市町村によって色々違いがあると思いますが、88歳の節目、100歳の方の調査等、現民生委員児童委員は十分把握しておりますのでお手伝いする事もやぶさかではありません。

活動の一環として88歳の高齢者への敬老祝い金のお届け（他市町村でも実施）等実態把握の面で協力させて頂けるとありがたいです。

勝手な意見でしようが宜しくお願い致します。